ID:　216

担当部署:　こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例　第6条
例規番号	平成22年条例第21号

【根拠条文】

（使用許可の取消し等）

第6条　市長は、第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用許可の条件に違反したとき。

(3)　前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)　災害その他の事由により、福祉センターが使用できなくなったとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日